

佐賀県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年一月二十日から平成二十四年二月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀空港線	佐賀市東与賀町大字田中字三本松一七六六番地先から 佐賀市東与賀町大字田中字五本杉一六一四番二地先まで	平成二四・一・二〇
県道 飯盛戸ヶ里港線	佐賀市東与賀町大字飯盛字三本榎一五六三番地先から 佐賀市川副町大字犬井道字弁天二六八一番一地先まで	〃